

## 第5回入善町農業委員会議事録

令和2年12月8日午後1時30分から第5回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 18名

出席委員 17名

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 五十里 章  | 2番 中陣 雄一  | 3番 寺田 晴美  | 4番 森下 さゆり |
| 5番 森下 吉光  | 6番 上田 幸嗣  | 7番 島瀬 康一  | 8番 細田 孝志  |
| 9番 小林 真一郎 | 10番 米山 義隆 | 11番 坪野 和夫 | 13番 永山 美和 |
| 14番 吉原 有二 | 15番 愛場 義豊 | 16番 田中 吉春 | 17番 酒井 良博 |
| 18番 長原 均  |           |           |           |

欠席委員 1名

12番 鍋嶋 太郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

|          |      |         |
|----------|------|---------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 長 島 努   |
| 入善町農業委員会 | 係 長  | 島 尻 淳子  |
| 入善町農業委員会 | 主 事  | 道 下 玲也  |
| 入善町農業委員会 | 主 事  | 上 原 祐里奈 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 会期及び議事日程の件                  |
| 日程第2 | 議事録署名委員決定の件                 |
| 日程第3 | 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第17号 農地法第4条の規定による意見進達について |
| 日程第5 | 議案第18号 農地法第5条の規定による意見進達について |
| 日程第6 | 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について     |

議長（米山 義隆）

ご苦勞様です。本日は、鍋嶋会長が所用により欠席されておりますので、職務代理者の私が代理で議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（米山 義隆）

それでは第5回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番島瀬委員と8番細田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町中沢〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は150㎡、譲渡人は、入善町中沢〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町中沢〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩1分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が55年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年160日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、6,714㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、田中委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町高島〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,802㎡、譲渡人は、入善町高島〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町高島〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で5分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、39,967㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、入善町青木〇〇外4筆の計5筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は12,810㎡です。

譲渡人は公益社団法人 富山県農林水産公社で、譲受人は入善町青木〇〇の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行っており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特別控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地が事務所から自動車で2分ほどであり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することと

いう、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、503,022 m<sup>2</sup>となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、上田委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

田中委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりです。申請地は、譲受人の所有地に隣接しており、今回の申請によって整理されることとなります。

島瀬委員

申請番号2番は、もとは別の農家さんが耕作していたところを、譲受人が引き受けることになったものです。

上田委員

申請番号3番は、もともと譲受人が耕作をしていますし、問題ないと判断しました。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第17号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

議案第17号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので、審議を求めます。

今回は2件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町福島〇〇外1筆の計2筆、台帳地目は田と畑、現況地目は宅地で、面積は288㎡です。

申請者は、入善町福島〇〇の〇〇さんで、転用目的は「車庫敷地」です。

申請者の〇〇さんは、父が昭和50年頃に車庫を建築し、その際に農地法の許可を得ずに造成しており、現在に至っていることがこの度判明したため、今回始末書をつけての転用申請となりました。

申請面積は288㎡となっており、車庫スペースとして利用するために必要な面積と認められます。

また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ排水いたします。

申請地の農地の区分は、第1種農地ですが、転用目的が「車庫敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない(集落接続)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年11月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書及び隣接耕作者からの同意も得られていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、小林委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番。申請地は入善町新屋〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は199㎡です。

申請者は、入善町新屋〇〇の〇〇さんで、転用目的は「作業所兼資材置場敷地」です。

申請者の〇〇さんは、先代の〇〇さんが、昭和60年代頃、農作業所として利用を開始し、その後、縫製作業所に改装して、ビニール製品の請負業務を行い、作業所兼資材置場として利用してきました。登記地目を変更しないまま、現在に至っているため、今回その是正を行うため、転用申請に至りました。

申請面積は199㎡となっており、作業所兼資材置場として利用するために必要な面積と認められます。

また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ排水いたします。

申請地の農地の区分は、第1種農地ですが、転用目的が「作業所兼資材置場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のfによる、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの(隣接する土地との一体利用)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、昭和60年4月1日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、坪野委員にいただいております。

以上、2件です。よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

小林委員

申請番号1番は、事務局の説明のとおりであり、違反転用を是正するための申請です。

坪野委員

申請番号2番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題ありません。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第17号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第18号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第18号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

今回は1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町上飯野〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は75㎡です。

譲渡人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町櫛山〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在町内のアパートに妻と生活していますが、夫婦共働きであるため、今後の子育てのことや、親の面倒のことなどを考慮した結果、実家の近隣に住宅を建設する計画をたて、今回の転用申請となりました。

申請面積は75㎡と、隣接する宅地291.22㎡と併せて、366.22㎡と、住宅、駐車場、庭等として利用するために必要な面積と認められます。また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ流す計画とな

っております。また、下水道につきましては、一般県道上飯野・入善・停車場線に埋設されております本管に接続可能です。

申請地の農地の区分は、第1種農地であります。転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のfのよる、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの(隣接する土地との一体利用)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年11月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書及び隣接耕作者からの同意も得られていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は、細田委員にいただいております。

以上1件です。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

細田委員

申請番号1番は、事務局の説明のとおりであり、問題はありません。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第18号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第6、議案第19号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第19号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年12月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規1件、再設定30件、合計31件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区 1件、5筆、13,060㎡

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、1件、5筆、13,060㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 2件、14筆、17,566㎡

上原地区はありません。

青木地区 2件、2筆、6,785㎡

飯野地区 8件、15筆、31,374㎡

小摺戸地区 13件、37筆、74,928㎡

新屋地区 2件、2筆、4,145㎡

栲山地区 2件、2筆、5,202㎡

横山地区はありません。

舟見地区 1件、3筆、4,967㎡

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、30件、75筆、144,967㎡です。

新規、再設定合わせて、31件、80筆、158,027㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）



議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 19 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

11月16日に開催された令和2年度富山県農業委員会研修大会を欠席された方に、当日の資料をお配りしております。その他、農業委員用の手帳と、啓発冊子もお配りしておりますので、ぜひご活用ください。事務局からは以上です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第4回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、1月8日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時20分）..